平成２５年（フ）第６８６５号
東京都渋谷区笹塚３丁目25―11―202
債務者　阪本富美雄
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８６９号
東京都世田谷区宮坂３丁目45―２―101
債務者　永井　明善
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８７１号
東京都大田区新蒲田３丁目16―６―401
債務者　木村　敬子
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８７２号
東京都葛飾区新宿２丁目８―20　第２弘立ハイツ302
債務者　西　　園美
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８７３号
千葉県印西市滝野５丁目４―９
債務者　清田真由美
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８７４号
埼玉県さいたま市見沼区東大宮３丁目６―４大宮砂団地30―1202
債務者　加藤　友紀
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８７５号
埼玉県さいたま市見沼区堀崎町1510―105
債務者　佐藤　義紀
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第８７号
長崎県佐世保市世知原町栗迎28番地
破産者　有限会社七種材木店
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
千葉県松戸市北松戸３丁目１番地の39
破産者　伊川マリ子
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６９号
千葉県松戸市西馬橋３丁目37番地の１
破産者　坂詰　和彦
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第９３号
千葉県流山市加４丁目９番地の１
破産者　有限会社フロムゼロ
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第９４号
千葉県柏市旭町１丁目11番７―602号、申立時の住所千葉県流山市加四丁目９番地の１イトーピア流山103
破産者　管野　智基
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１３９号
千葉県鎌ケ谷市道野辺中央４丁目18番３号
破産者　林崎　泰美
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１４２号
千葉県柏市根戸315番地　若竹荘203
破産者　被相続人亡飯島良夫相続財産
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７２号
滋賀県東近江市大清水町267番地
破産者　有限会社木野工業
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１０７号
北海道積丹郡積丹町大字美国町字船澗169番地
破産者　有限会社丸ヨ播磨商店
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１４４５号
千葉県浦安市北栄３丁目31番５―305号　メゾン・山崎
破産者　渡邉　政江
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１７２号
千葉県市原市若宮３丁目９番23号、開始決定時の住所千葉県市原市辰巳台西１丁目８番地55
破産者　長嶋　淳一
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１８８号
千葉市若葉区桜木７丁目５番71号　桜木第２コーポ105号
破産者　大西　文枝
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係